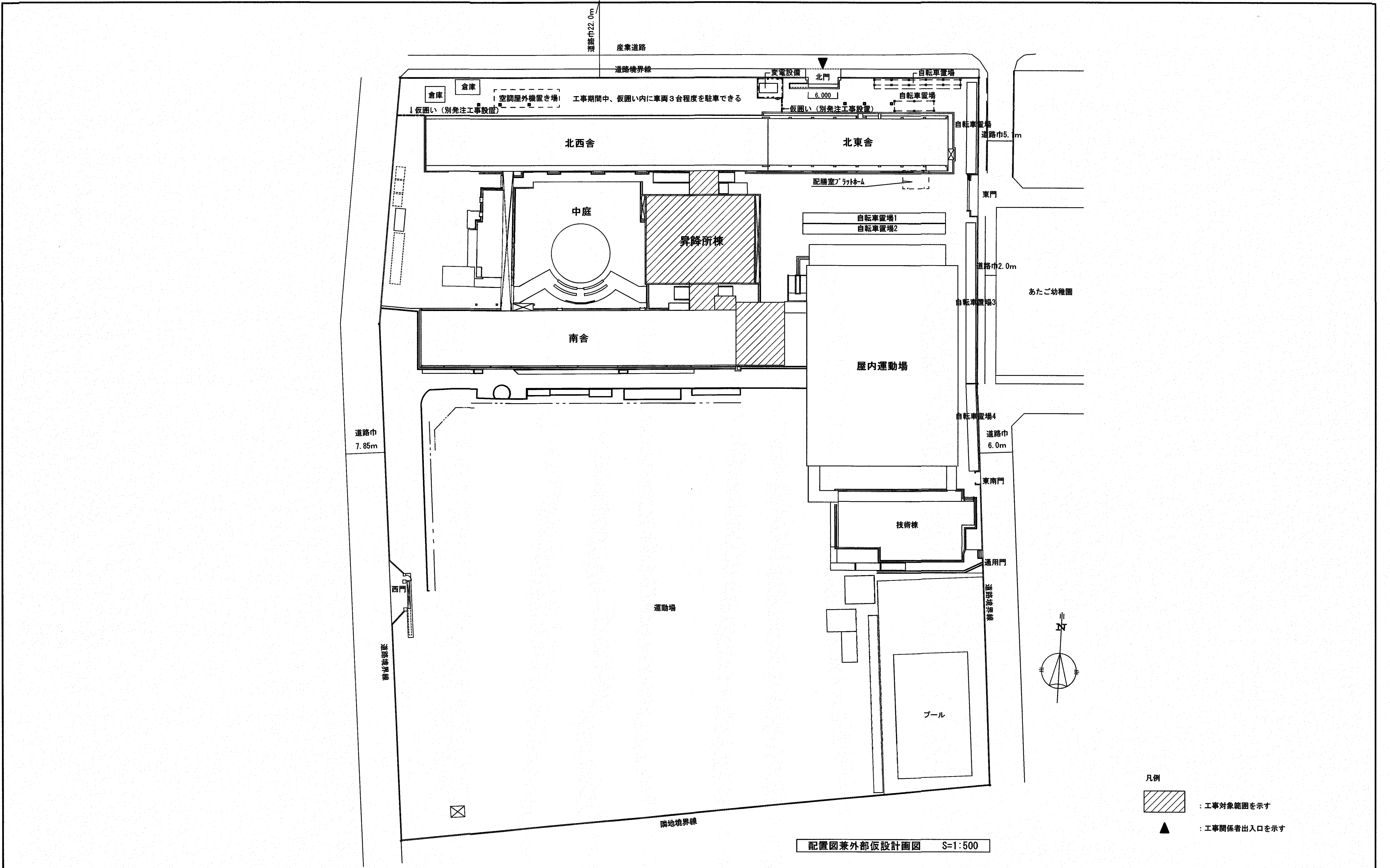
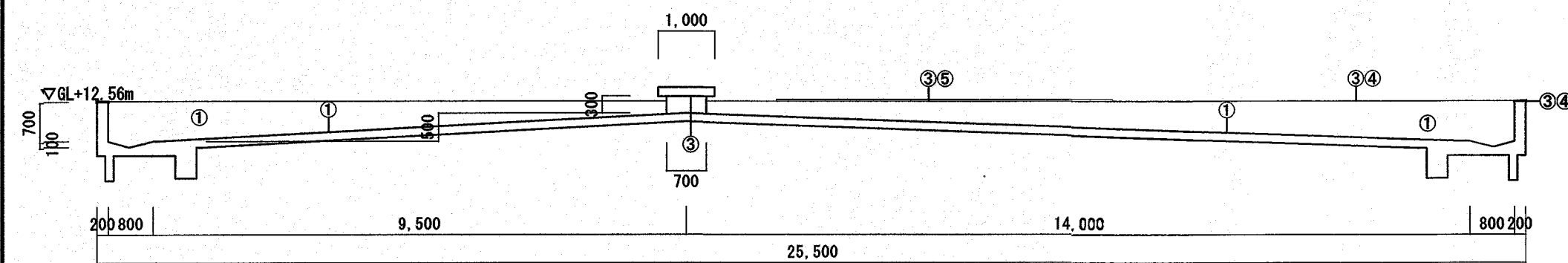
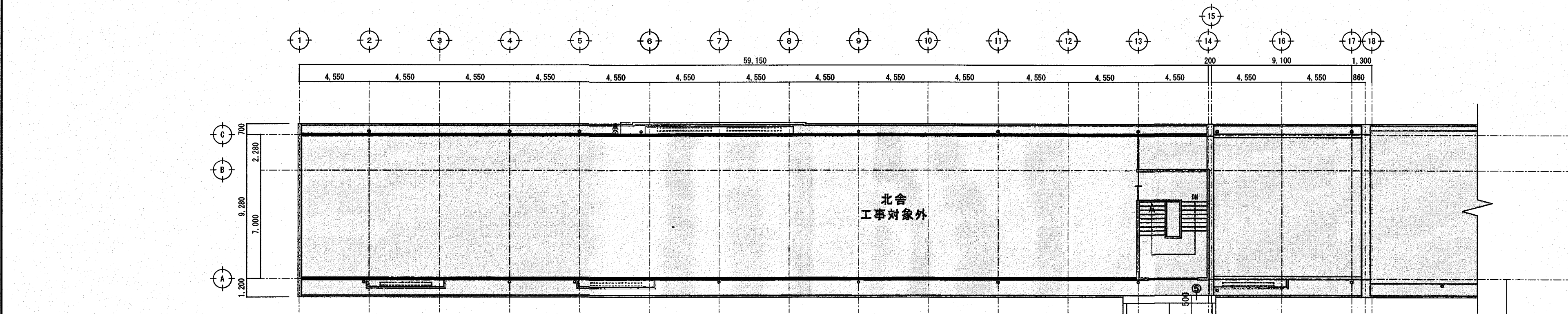


愛宕中学校昇降所棟防水改修工事		特記仕様書		2025.10	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																								
I 工 事 概 要					21	化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																									
1. 工事場所 高知市相模町1番54号					22	直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																									
2. 工事種目 【昇降所棟】 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積1,358.45㎡ 1) 防水改修 一式					23	建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																									
3. 関連工事等 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ①愛宕中学校北西倉防水改修工事					24	特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。																									
4. 概成工期 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)					25	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分: ※ III ・ II																									
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。					26	仕上面の出隅処理	内外部とも仕上面で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。																									
II 建 築 工 事 仕 様					27	事業損失補償	※現場説明書による。																									
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					28	完成時の提出図書	・完成図(作成範囲) ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない) ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 ・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ○施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る著作権は、発注者に移譲するものとする。																									
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					29	完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table><tr><th>位 置</th><th>分類・規格</th><th>撮影枚数</th><th>部 数</th><th>原版の大きさ(mm)</th></tr><tr><td>・各室</td><td>手帳版(L版)</td><td>※2枚 ・ 枚</td><td>※1部 ・ 部</td><td>・100 × 125以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>キャピネ版</td><td>※4枚 ・ 枚</td><td>※1部 ・ 部</td><td>・24 × 36以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td><td>※1枚 ・ 枚</td><td>※1部 ・ 部</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>スライド</td><td></td><td>※1部 ・ 部</td><td></td></tr></table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	位 置	分類・規格	撮影枚数	部 数	原版の大きさ(mm)	・各室	手帳版(L版)	※2枚 ・ 枚	※1部 ・ 部	・100 × 125以上	・外部	キャピネ版	※4枚 ・ 枚	※1部 ・ 部	・24 × 36以上	・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚 ・ 枚	※1部 ・ 部		・	スライド		※1部 ・ 部	
位 置	分類・規格	撮影枚数	部 数	原版の大きさ(mm)																												
・各室	手帳版(L版)	※2枚 ・ 枚	※1部 ・ 部	・100 × 125以上																												
・外部	キャピネ版	※4枚 ・ 枚	※1部 ・ 部	・24 × 36以上																												
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚 ・ 枚	※1部 ・ 部																													
・	スライド		※1部 ・ 部																													
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					30	別途設備工事との 取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※ 下表 ・ 図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※ 下表 ・ 図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強																									
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					19			施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ・ [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じて写真等を添付する)																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					20			技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3] <table><tr><th>工事種別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)													
工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																															
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																															
○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																															
・塗装工事	※○建築塗装作業																															
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																															
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					21			化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					22			直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					23			建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																							
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					19			施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ・ [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じて写真等を添付する)																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					20			技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3] <table><tr><th>工事種別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)													
工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																															
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																															
○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																															
・塗装工事	※○建築塗装作業																															
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																															
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					21			化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					22			直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					23			建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																							
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					19			施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ・ [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じて写真等を添付する)																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					20			技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3] <table><tr><th>工事種別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)													
工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																															
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																															
○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																															
・塗装工事	※○建築塗装作業																															
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																															
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					21			化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					22			直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					23			建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																							
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					19			施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ・ [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じて写真等を添付する)																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					20			技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3] <table><tr><th>工事種別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)													
工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																															
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																															
○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																															
・塗装工事	※○建築塗装作業																															
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																															
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					21			化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					22			直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					23			建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																							
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					19			施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ・ [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じて写真等を添付する)																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					20			技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3] <table><tr><th>工事種別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)													
工事種別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																															
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																															
○防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																															
・塗装工事	※○建築塗装作業																															
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																															
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					21			化学物質の 室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																							
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					22			直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)					23			建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。																							
項目					補 強 種 別			内 容																								
一般共通事項					貫通孔、開口部の補強			壁																								
① 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)					壁			スラブ																								
2 総合工程表					壁切込み及び補強																											
3 総合図					天井切込み及び補強																											
④ 工事日誌																																
⑤ 工事写真																																
⑥ 下請負者の報告																																
7 電気保安技術者																																
⑧ 施工条件																																
⑨ 交通誘導警備員																																

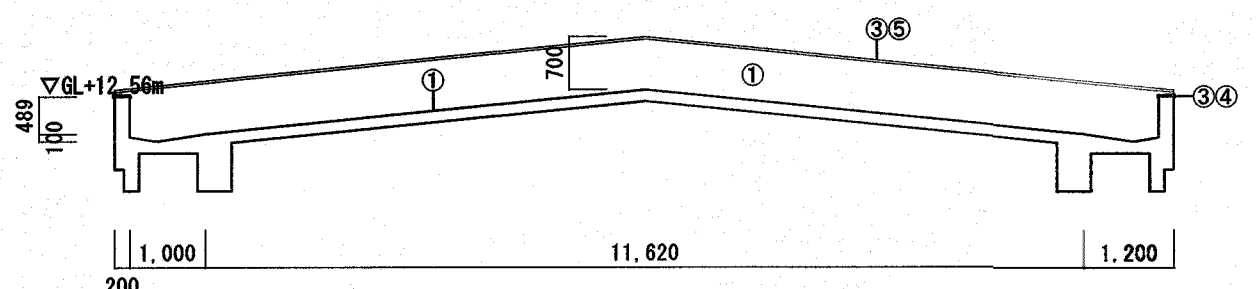
項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																																	
31	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																					
32	不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指針等停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。																																																					
33	消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																					
34	工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。																																																					
仮設工事（改修）																																																							
①	足場その他	内部足場 ※ きゃたつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※ 本足場 外部足場の養生 ※ 図示 ・ 防護シート ○メッシュシート ・ 防音シート ・ 防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・ A種 ⊗ B種 ・ C種 ・ D種 ○E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示 ・) D種の場合 利用可能な階段(※図示 ・) ○ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ○ 昇降足場の高さ1.8m以下の範囲は、金網にて養生し、関係者以外が進入できないよう施錠すること。		4 塗膜防水																																																			
②	養生	○ 既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・ 既存家具、既存設備等の養生 ※ ビニルシート等 ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※ 図示 ・ 固定された備品等の移動 ※ 図示 ・ 開口部養生 ※ 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。		5 FRP防水																																																			
3	仮設間仕切り（屋内）	設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種 A種、B種の場合 仕上げる材種 ※ せつこうボード 厚さ9.5mm ・ 合板(普通合板) 厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 ・ 行う ※ 行わない 仮設扉設置箇所 ※ 図示 ・ 仮設扉種別 ・ 合板張り木製扉程度 ・ 図示																																																					
④	監督職員事務所	・ 設ける (㎡程度) ※ 設けない																																																					
5	監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] <table><tr><td>備品の種類</td><td>机・椅子</td><td>書 棚</td><td>黒 板</td><td>P C</td><td>掛 時 計</td></tr><tr><td>数 量</td><td>組</td><td>台</td><td>枚</td><td>台</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>温 度 計</td><td>ゴ ム 長 靴</td><td>雨 が つ ば</td><td>保 護 帽</td><td>懐 中 電 灯</td></tr><tr><td>数 量</td><td>個</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>衣類ロッカー</td><td>冷暖房機器</td><td>消 火 器</td><td>湯 沸 器</td><td>加入電話付属器</td></tr><tr><td>数 量</td><td>人用</td><td>台</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td></tr><tr><td>備品の種類</td><td>掃 除 具</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>数 量</td><td>個</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		備品の種類	机・椅子	書 棚	黒 板	P C	掛 時 計	数 量	組	台	枚	台	個	備品の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が つ ば	保 護 帽	懐 中 電 灯	数 量	個	足	着	個	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器	数 量	人用	台	個	台	台	備品の種類	掃 除 具					数 量	個								
備品の種類	机・椅子	書 棚	黒 板	P C	掛 時 計																																																		
数 量	組	台	枚	台	個																																																		
備品の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が つ ば	保 護 帽	懐 中 電 灯																																																		
数 量	個	足	着	個	個																																																		
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器																																																		
数 量	人用	台	個	台	台																																																		
備品の種類	掃 除 具																																																						
数 量	個																																																						
⑥	工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。																																																					
7	仮囲い	※ 図示																																																					
⑧	仮設物撤去後の整地・跡片付け	※ 原形の復旧 ・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]																																																					
防水改修工事																																																							
①	降雨等に対する養生方法	※3.1.3(5)による [3.1.3]																																																					
②	既存下地の処理	既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※ 図示 [3.2.6] 設備機器架台、配管受部、バラベント、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理 ※ 図示(図示のない場合は監督職員と協議による) ・ 製造所の仕様による																																																					
③	合成高分子系ルーフィングシート防水	[3.5.2][表3.5.1～表3.5.2] <table><tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>厚さ(mm)</th><th>仕上塗料</th><th>高日射反射率塗料の適用</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="4">・ P O S ○ S 4 S</td><td>・ S-F1</td><td></td><td>※1.2</td><td rowspan="4">※製造所の仕様による</td><td rowspan="4">・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ○設ける ・ 設けない</td></tr><tr><td>・ S-F2</td><td></td><td>※2.0</td></tr><tr><td>・ S-F1 ・ S-F2</td><td></td><td>※1.5</td></tr><tr><td>・ S-M1 ○ S-M2</td><td>図示</td><td>※1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">・ S 3 S</td><td>・ S-F1</td><td></td><td>※1.2</td><td rowspan="2">※製造所の仕様による</td><td rowspan="2">・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ・ 設ける ・ 設けない</td></tr><tr><td>・ S-F2</td><td></td><td>※2.0 ・ 1.5</td></tr></table>		工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料	高日射反射率塗料の適用	備考	・ P O S ○ S 4 S	・ S-F1		※1.2	※製造所の仕様による	・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ○設ける ・ 設けない	・ S-F2		※2.0	・ S-F1 ・ S-F2		※1.5	・ S-M1 ○ S-M2	図示	※1.5	・ S 3 S	・ S-F1		※1.2	※製造所の仕様による	・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ・ 設ける ・ 設けない	・ S-F2		※2.0 ・ 1.5																					
工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料	高日射反射率塗料の適用	備考																																																	
・ P O S ○ S 4 S	・ S-F1		※1.2	※製造所の仕様による	・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ○設ける ・ 設けない																																																		
	・ S-F2		※2.0																																																				
	・ S-F1 ・ S-F2		※1.5																																																				
	・ S-M1 ○ S-M2	図示	※1.5																																																				
・ S 3 S	・ S-F1		※1.2	※製造所の仕様による	・ 改修用ﾄﾚｯｼﾝｸﾞ ・ 設ける ・ 設けない																																																		
	・ S-F2		※2.0 ・ 1.5																																																				
				付近見取図																																																			
				工事場所																																																			
				愛宕中学校昇降所棟防水改修工事																																																			
				係 係長 課長補佐 課長 図面番号																																																			
				2																																																			
				作 図 年 月 日																																																			



高知市 都市建設部 公共建築課				工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				愛宕中学校昇降所棟防水改修工事		澤田	大下	濱口	松本	3
				図 面 名	配置図兼仮設計計画図	縮 尺	1 / 500	作 図	年 月 日	

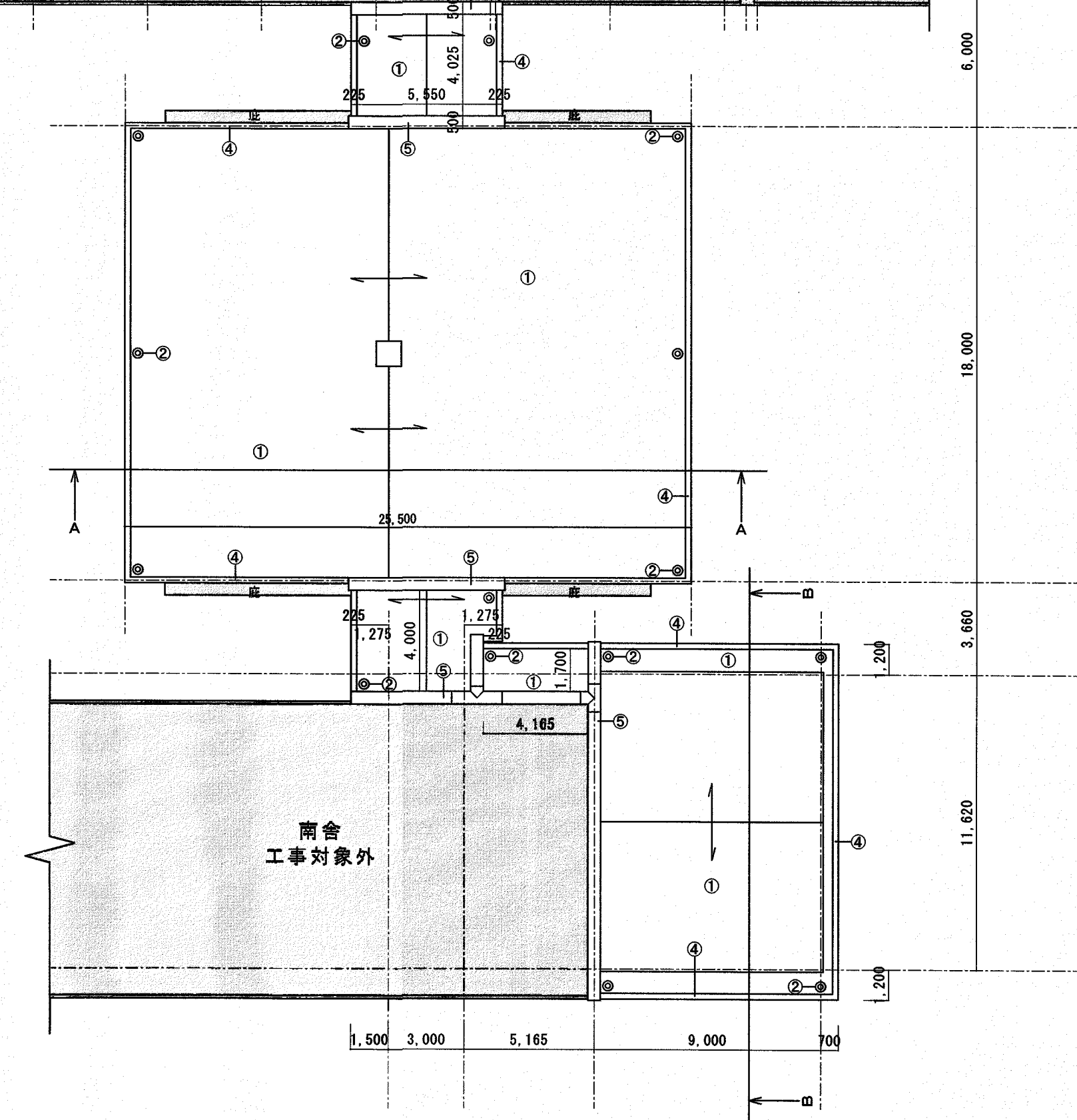


A-A矢視図 S=1:100



B-B矢視図 S=1:100

防水改修表		
記号	改修前	改修後
①	シート防水t=1.2 既存のまま	合成高分子系シート防水+高日射反射率塗料塗り
②	排水ドレン (たて引き) φ100 ストレーナー撤去	既存ドレン防錆処理のうえ、改修用ドレン (たて引き ストレーナー山高タイプ共) φ100
③	アルミ製押え金物 L-10x40撤去 シーリング共	機械的固定金具新設 シーリング共
④	アルミ笠木W=225 一時撤去 (ジョイント部シーリング共)	アルミ笠木W=225 再取付 (ジョイント部シーリング共)
⑤	アルミExp. j金物W=500 一時撤去 (ジョイント部シーリング共)	アルミExp. j金物W=500 再取付 (ジョイント部シーリング共)
既存脱気筒撤去 4か所		



R階平面図 S=1:200